

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金保険料について、未納が無いように継続して納付していた。申立期間について未納とされているが、6 か月分のみ未納となっているのはおかしいと思うので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、複数回、保険料を特例納付しているほか、追納している期間も確認できることから、申立人は納付意識が高かったことがうかがえる。

また、A市B区の収滞納リストによると、申立期間の直後である昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を同年 8 月 28 日に納付していることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能である上、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和 58 年度の摘要欄には、「納付書」と記載されていることが確認できることから、申立期間に係る過年度納付書が発行されていたと推認でき、納付意識の高い申立人が申立期間のみ納付しないことは不自然である。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間前後を通じて申立人の経済状況等に大きな変化は無く、申立期間の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年3月31日にA社を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が翌日となっていないことにより同年3月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

給与明細書は残っていないが、私が3月末日に退職したことは雇用保険被保険者離職票等の記録からも明らかである。

退職時の厚生年金保険について会社から説明を受けた記憶は無いし、当然3月分の保険料も控除されていたものと思っているので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票及び退職金計算明細書の記録により、申立人は、A社に昭和52年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、厚生年金保険料は当月控除であったと思うと述べており、A社における申立人の上司は、昭和52年10月31日に退職したとして、いるところ、「退職月の給料の手取り額が今までと大きく違っていた場合は、何らかの記憶が残っていると思うが、特に変化があった記憶は無い。逆に、今まで控除されていた厚生年金保険料を、退職月だけ控除しない方が不自然だと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行についてはA社は既に解散している上、当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和38年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月16日から同年5月1日まで

昭和32年4月にA社に入社し、平成11年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書、A社から提出された在籍証明書、C国民健康保険組合の組合員記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年4月16日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

ねんきん特別便が届いて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間は学生であり、卒業後アルバイトをして給料をもらうようになったので、その頃から申立期間に遡って、毎回、3か月分の保険料を数回にわたり納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して平成3年10月8日に納付書が作成されていることが確認できることから、申立人の国民年金に係る保険料納付状況を踏まえると、当該納付書は申立期間に係る過年度用納付書であり、この時点で申立期間は未納とされていたものと推認できることから、申立人は、「6か月分をまとめて納付したことがない。就職してからは保険料を納付したことはない。」と述べていることから、当該納付書を利用して申立期間の保険料を納付したとは言い難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年10月29日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に国民年金への加入手続がなされたと推認され、申立期間直後の同年4月から同年6月までの期間の保険料が同年11月19日に現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、「A町役場で加入手続を行った。社会保険事務所（当時）には行っていないと思う。」と述べているが、申立人が申立期間に居住していたA町では「過年度納付書の発行及び過年度保険料の収納は受け付けていなかった。過年度納付に係る手続は社会保険事務所を案内してい

た。」と回答しており、当該時点で申立人が過年度納付に係る手続をしたとは考え難く、当時A町で納付書発行が可能な現年度納付の始期である平成2年4月の保険料から納付したと考えるのが自然である。

さらに、昭和62年7月から平成2年6月までのA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの期間、51年4月から52年3月までの期間及び53年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和53年1月から同年9月まで

私は、昭和61年3月に結婚した際、母から年金手帳と領収書を受け取った。その際、49年12月から国民年金と国民健康保険に加入し、保険料を納めていたと聞いている。現在、領収書は一部しか残っていないが、母の話に間違いはなく、納めていたと確信している。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月10日に申立人に対して払い出されており、申立人の母親から受け取ったとする年金手帳においても資格取得日が49年12月21日となっていることから、申立期間①から保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は同居していた申立人の母親が行っていたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間において、申立人の母親は国民年金に加入しておらず、当時同居していたとする申立人の家族も国民年金に加入していないことから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立人の母親から受け取ったとする国民健康保険及び国民年金に係る保険料の領収書によると、申立期間に係る領収書は、国民健康保険の5か月分のみである上、申立人の国民年金被保険者台帳においても申立期間は未

納となっており、催告が行われた記載が散見されることから、国民年金保険料を未納無く納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢のため当時の状況を聞くことができないことから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1286 (事案 234 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

前回の申立てが認められず、判断の理由の中に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いと記載されていたが、源泉徴収票は確定申告の際に税務署に提出したので、当該資料が無いことについて当方に責任は無い上、A社の出勤簿及び給与簿等を確認すれば私の退職日が分かるはずなのに、会社に出向いて調査をしていない。

当時、医療費控除を受けるために確定申告を行い、その際に源泉徴収票を提出したので、還付金を受け取った取引銀行を調査してほしい。

また、私の退職日を手帳に記入していた上司及び同僚の名前も思い出したので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B工場(合併により現在は、C社)に係る厚生年金保険被保険者名簿により、資格喪失日は昭和52年2月28日であることが確認でき、企業年金連合会が管理している同社に係る厚生年金基金加入員台帳により、厚生年金基金の資格喪失日も同日であることが確認できること、ii) 職業安定所が管理している同社に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人の離職日は昭和52年2月27日であり、末日退職でないことが確認できることから、厚生年金保険の制度上、被保険者資格の喪失日は退職日の翌日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、新たな情報として、申立人が退職願

を提出した際、当時の上司が申立人の退職日などを自身の手帳に記入していたとしているが、当該上司は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、申立人は出産時の医療費控除のため確定申告を行い、その際に源泉徴収票を提出し、還付金が税務署から取引銀行の口座に振り込まれた記憶があるので、当時の取引銀行であったD銀行（現在は、E銀行）、F銀行及びG銀行（現在は、H銀行）の取引履歴を調査してほしいと述べており、それぞれの銀行に照会したが、取引履歴の保管は現時点から遡って10年である旨回答があり、昭和50年代の取引履歴を確認することができなかった。

さらに、申立人が思い出したとする同僚の氏名はA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、当該同僚を特定することができないことから、申立ての内容について確認することができなかった。

加えて、A社B工場に照会したところ、申立期間当時の資料は廃棄済みであり、当時の状況は不明であると回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 12 日から 40 年 10 月 3 日まで
昭和 40 年に結婚を理由に A 社を退職した。脱退手当金が支給済みとされているが、何十年も経過し、受け取ったかどうか覚えていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 2 か月後の昭和 40 年 12 月 17 日に支給決定され、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A 社において厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 48 年 7 月 19 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、すぐに国民年金の資格取得手続をしておらず、当時、申立期間を年金受給につなげようとする意思を有していた状況はうかがえない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険番号の前後 50 人のうち、申立人が厚生年金保険の資格喪失した昭和 40 年 10 月 3 日の前後 2 年以内に資格喪失した、被保険者期間が 2 年以上ある女性 9 人（申立人を含む）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、このうち 4 人が資格喪失後 7 か月以内に脱退手当金を支給されていることが確認でき、そのうちの 1 人は、「会社から脱退手当金の説明はなかったが、当時は、退職したらお金がもらえると同僚とよく話をしていた。」と述べている。また、別の同僚は、「当時、脱退手当金のことは皆知っていたと思う。」と述べている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月頃から 29 年 10 月頃まで
② 昭和 30 年頃から 32 年頃まで
③ 昭和 37 年 9 月頃から 39 年 8 月頃まで

申立期間①について、妻の伯父が経営していたA社に営業担当者として勤務した。

申立期間②について、A社を退職した後、B社C事業所に少なくとも1年半勤務した。

申立期間③について、D社に課長として勤務した。

それぞれの事業所の同僚の氏名を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、事業主が保管するノートに従業員の入退社の記載があり、申立人について昭和 29 年 10 月 25 日入社 30 年 8 月退社と記載されていると回答していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたと認められる。

しかし、A社は申立人の厚生年金保険の加入については、上記資料以外は無いため不明であると回答している上、申立人が氏名を記憶している同僚は、「私は昭和 28 年 4 月に入社したが、厚生年金保険は 29 年 5 月に資格取得しているので、試用期間があったと思う。」と述べており、申立人の勤務していた期間が1年に満たない期間であることから、当該期間について事業主は申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、上記同僚は申立人が正社員であったか否か不明であるとしており、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られな

かった。

申立期間②について、申立人は、B社C事業所に勤務していたと主張しているところ、同社本社に勤務していた同僚が、E地域に出張した際に申立人に会ったと記憶していることから、期間は特定できないものの申立人が同社C事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の申立期間当時の事業主及び厚生年金保険の事務の責任者は既に死亡しているため、同社における厚生年金保険の適用及び申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間及び勤務状況について、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、連絡先不明又は既に死亡していることから、これらの者から申立てに係る事実を確認することができない上、そのうちの一人は、B社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の確認できる同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の事業主の連絡先は不明であり、同社における厚生年金保険の適用及び申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険被保険者資格取得日が2年以上相違しており、申立人がD社に勤務していた期間が2年ほどの期間であったと推認できることから、当該期間について事業主は申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚は、連絡先不明又は既に死亡していることから、これらの者から申立てに係る事実を確認することができない上、そのうちの一人は、D社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から11年4月1日まで
昭和*年にA社を設立し、代表取締役として平成*年まで会社を運営していた。ねんきん定期便の記録を確認すると、申立期間における標準報酬月額が低くなっている。申立期間の一部期間について、私に支払われた役員報酬額が記載された書類を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から11年3月までは59万円と記録されていたところ、10年10月30日付けで、申立期間の全てについて、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の滞納処分票には、申立期間のうち平成8年度以降の社会保険料滞納額等が記載されており、平成10年10月以降申立人は社会保険事務所（当時）に出向き滞納保険料の納付方法について相談していることが確認できる上、同年10月9日に社会保険事務所の職員が申立人に対し、申立人の給与から判断すると月額変更該当し、社会保険料が低くなる旨説明していることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社の平成8年度から10年度までの決算報告書に添付されている勘定科目内訳書によると、A社は申立人の役員報酬手当を未払金として計上していることが確認できる。

加えて、A社の従業員は、「申立期間当時、社会保険料の支払いが滞っており何度も督促があった。申立人から、社会保険事務所の徴収係に報酬につ

いて指摘されたので報酬月額を低く届出した旨、直接聞いた。平成 11 年頃、申立人から元の標準報酬月額に戻すように指示されたので、社会保険労務士事務所に申立人の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出するように依頼した。」と証言している。

その上、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、「申立期間当時、A社の経営状態は悪かった。A社からの依頼に基づき平成 10 年 10 月に厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級となるように、11 年 8 月には最高等級となるように健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出した。現在も社会保険事務所の決定通知書を保管している。」と回答があった。

以上のことから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1290（事案 36、602 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 39 年 9 月頃まで

昭和 40 年 5 月又は同年 6 月頃に A 社の事業主の妻から受け取った書類が見付かった。その書類には 21 年から 39 年 9 月までの期間の日給及び厚生年金保険料の控除額等が記載されている。書類を提出するので、再度、審議願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) A 社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同僚にも同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) 申立人は年末に 1 年間の保険料を事業主に支払ったと供述しているが、事業主は他界しているため、その事実を確認することができないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 10 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、その後、当時の同僚から、申立期間のうちの一部期間について A 社と一緒に勤務していたという証言が得られたとして、再度申立てを行ったが、i) 当該同僚にも A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、ii) 同僚も勤務していた際に厚生年金保険に関する話を聞いたことはないとしていることなどから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成 22 年 3 月 23 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和 40 年 5 月又は同年 6 月頃に事業主の妻から受け取った書類に申立期間の日給及び厚生年金保険料の控除額等が記載されているとして、当該資料を提出している。

しかしながら、当該資料に使用されている便箋の仕様について、製造元であるB社に照会したところ、当該仕様は平成10年8月以降に採用されたものであるとの回答が得られ、これについて、申立人は、「資料は昭和40年に受け取った当時のままである。」との主張を繰り返すのみであり、明らかに事実とは相違していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除を示す資料とは考え難く、当該資料は年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、期間は定かではないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社及び類似の名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元事業主は既に死亡していることから、元事業主の妻に照会したところ、「最初に設立したのはC社であり、A社は同社の販売部門である。人数も多くなかったのでA社については、厚生年金保険の適用手続はしていないと思う。」と述べており、当該元事業主及び申立人が名前を挙げた元上司は、申立期間①当時に、C社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、前述の元上司及び複数の同僚に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、申立人と同質性の高い同僚についても、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番も無いことから、同社においても、申立人が厚生年金保険に加入していた形跡はうかがえない。

申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、期間は定かではないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成13年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、代替わりをしていることもあり、申立期間②当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた元上司は、申立期間②当時は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金保険料を納付していたと述べており、オンライン記録により、昭和48年4月から55年10月までの期間について、国民年金保険料の納付が確認できる。

加えて、前述の元上司及び同僚に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、申立人と同質性の高い同僚についても、B社において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 5 年 4 月 1 日から 19 年 12 月 11 日まで

申立期間①について、私はA社B支店に臨時社員として勤務しており、昭和 38 年 2 月 16 日から雇用保険の加入記録も確認できるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、C社に勤務しており、給与とは別に顧問料として毎月 10 万円を支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る雇用保険の被保険者資格取得日及びA社から提出のあった社員名簿に記載された失業保険の取得年月日が、共に昭和 38 年 2 月 16 日であると確認できることから、申立人は申立期間①のうち同日からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、前述の社員名簿には、「厚生年金保険 取得年月日 38・9・1」と記載されていることが確認でき、この日付はオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する。

また、A社の人事担当者は、「申立期間当時、A社B支店では、臨時社員として入社した作業職の社員をすぐには厚生年金保険に加入させず、正社員になった頃に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであった。」と述べていること、及び申立人が氏名を挙げた同じ作業職の複数の同僚も、

「申立人と同じく臨時社員として入社し、数年後正社員になった頃に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と述べていることから、申立期間当時、A社B支店では作業職の臨時社員について、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、これら同僚の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格を取得する数年前となっており、雇用保険及び厚生年金保険への加入手続が同時に行われていなかったことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は給与とは別に顧問料として毎月10万円を支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額に当該顧問料が含まれていないと申し立てている。

しかし、申立人から提出されたC社に係る平成7年2月分と8年11月分の給与支給明細書に記載された給与支給額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が保管している給与支給明細書を基に、申立人自身が作成した月別状況表に記載された保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、C社の顧問社会保険労務士は、「事業主から申立人の給与額は基本給と諸手当であるとの連絡を受け、その額に基づき届出を行い、決定された標準報酬月額により給与計算を行っていた。」と述べている。

加えて、D厚生年金基金の加入員記録もオンライン記録と一致していることが確認できる。

その上、申立人から提出された採用条件に関する通知書及び預金取引明細表を見ると、給与とは別に10万円が支給されていたことが確認できるが、このことに関して現在の事業主は顧問社会保険労務士を通じて、「申立人との当時の契約内容の詳細は不明であるが、社会保険料や所得税の対象外として別途支給していたようだ。」と述べているほか、同社会保険労務士も「退職金の分割払いとの位置付けで支給していた可能性も考えられる。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 61 年 9 月まで
給料明細書等から試算すると、申立期間の標準報酬月額は、昭和 55 年 1 月から 56 年 9 月までは 27 万 5,000 円、同年 10 月から 57 年 9 月までは 29 万 2,000 円、同年 10 月から 58 年 9 月までは 33 万 5,000 円、同年 10 月から 59 年 4 月までは 39 万 4,000 円、同年 5 月から 60 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 61 年 9 月までは 46 万 1,000 円であると思うが、オンライン記録と異なっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料明細書によると、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月、56 年 8 月、57 年 4 月、同年 5 月、同年 6 月、58 年 5 月、59 年 5 月、60 年 5 月及び 61 年 5 月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料、基金掛金及び報酬月額の見合う標準報酬月額の見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人が所持する昭和 55 年から 61 年までの源泉徴収票に記載され

ている各年の社会保険料の金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に見合う健康保険料、厚生年金保険料及び基金掛金に、源泉徴収票の支払金額に通勤手当の概算額を加算した金額から算出した雇用保険料を加えた金額とおおむね一致することが確認できる。

さらに、申立期間のうち、申立人が給料明細書を所持していない期間について、A社は、「申立期間当時の賃金台帳は残っていない。」と回答しており、当該期間の厚生年金保険料額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 9 月 16 日まで

私は、昭和 41 年*月に長男を出産したため、同年 9 月に会社を退職した。脱退手当金を受給したとされる日は、子育てで大変忙しい時期なので、脱退手当金を請求したり、受け取ったりすることはできなかった。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 11 月 22 日に支給決定されているほか、A社B支部の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社B支部の事業所別被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和 38 年 3 月から 47 年 1 月までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は 17 人いるが、そのうちの 10 人は同社を退職後に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録の確認できる同僚は、「事業所の経理担当者に説明を受け、脱退手当金をもらった。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在することについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無け

れば、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間が存在することについて不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月31日から同年10月10日まで
② 昭和23年2月1日から29年5月30日まで
③ 昭和29年9月3日から同年12月25日まで

年金事務所から送られてきたハガキを確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、妻から脱退手当金を受給したということを聞いた覚えが無い。調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年2月4日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和29年11月1日から31年4月16日までに被保険者資格を喪失している者のうち脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を除き31人いるが、そのうちの22人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期

間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月7日から37年4月21日まで
私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年8月13日に支給決定されているほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和35年から41年までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め14人いるが、そのうち申立人を含む7人が同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっている上、申立人と同日に資格を喪失している同僚が申立人と同一日に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの

申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。